

**■会議結果報告書■**

会議の名称	令和7年度第3回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会
日時・場所	令和7年3月30日（月）9:00～11:30 札幌市役所12階1～3号会議室
出席委員 10名/10名中	赤坂秀彦、加藤弘通（部会長）、川田由紀、北川聡子、河内哲也、関尚志、細川直久、前田尚美、箭原恭子、山田佳以（敬称略）

議事	概要
議題1：令和7年度札幌市児童虐待防止対策推進本部会議の開催について（報告）	<p>&lt;事務局説明&gt; 事務局より、以下の資料について説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資料1-1 会議次第</li> <li>○資料1-2 令和元年6月死亡事例及び令和3年6月死亡事例に係る検証報告書等を踏まえた取組内容等</li> <li>○資料1-3 人材育成ビジョンに基づく取組内容等</li> <li>○資料1-4 区及び児童相談所職員の実地研修等の取組について</li> <li>○資料1-5 東部児相開設後の二所運営体制及び地域関係機関との連携について</li> <li>○資料1-6 本部長指示</li> </ul> <p>&lt;主な質問及び意見&gt;</p> <p>（委員） 札幌市東部児童相談所の一時保護所は既に稼働しているのか。</p> <p>（事務局） 既に一時保護所は稼働しており、10月から3月までの稼働率は約90%となっている。</p> <p>（委員） 実地研修等の取組について、OJT型式で知識習得と実践力向上を図り、振り返るといった体制が児童相談関係職員には特に必要となるが、どのように実施しているのか伺いたい。</p> <p>（事務局） 令和7年度は、区の職員が児童相談所の援助方針会議に参加し、検討プロセスやアセスメントの観点を学ぶ機会を設けており、次年度以降も継続したい。さらに、区職員を対象として緊急対応課での実地研修を実施しており、児童相談所職員がどのように情報収集し、調査を行っているかという点を現場で学ぶ機会としている。こうした取組を今後も続けながら実践力を高めていきたい。</p> <p>（委員） 実地研修を受講した上で、フィードバックする機会がないとなかなか実践力は身につけていかないと考える。</p> <p>（事務局） 次年度はフィードバックの機会についても重点的に設けていきたい。</p> <p>（委員） 児童相談所においてアセスメントシートを作成し、関係者で共有することとしているが、その共有はどこまで進んでいるのか。</p> <p>（事務局） アセスメントシートの作成及び共有は徹底している。例えば、一時保護を解除する場合や施設から地域に戻る場合など、関係機関とのつながりが必要となるため、アセスメントシートを活用し、関係者全員で情報共有することとしている。</p> <p>（委員） 虐待の疑われる事案については、児童家庭支援センターなどの関係機関が声を上げていかないと中々取り上げられないと感じている。虐待の</p>

	<p>疑われる事案を早期に発見し、長期的な視点で対応していくため、関係機関に対する情報発信や研修などの仕組みがあると良い。</p> <p>(事務局) 虐待の未然防止に関しては、さまざまな機会を通じて関係機関に対して引き続き周知してまいりたい。</p> <p>(委員) 東部児童相談所において、どのように地域ネットワーク強化に向けた取組を行い、どのような姿を目指しているのか具体的に伺いたい。</p> <p>(事務局) 先行して豊平区を中心に始めているが、児童家庭支援センターや区家庭児童相談室との事例検討会を、要対協よりも頻度を上げて実施していきたいと考えている。また、沖縄における地域円卓会議のような先行事例を踏まえ、児童委員や関係機関を巻き込みながら、地域全体で子どもを支えていけるような仕組みを来年度以降に検討したい。</p> <p>(委員) 虐待の未然防止という点では、保育園や学校との連携なども非常に重要だと考える。</p> <p>(委員) 本件は令和元年死亡事案に基づいて検討されているものであるが、当時の課題が何だったのかということが徐々に忘れられてしまうかもしれない。会議の中において、何が課題で、それがどのようにクリアされているのか、ということについて次回以降は明示してほしい。</p>
<p>議題2：助産施設の認可等について(報告)</p>	<p>&lt;事務局説明&gt; 事務局より、以下の資料について説明を行った。 ○資料2 助産施設の認可等について</p> <p>&lt;主な質問及び意見&gt; 特になし</p>
<p>議題3：児童養護施設の施設整備計画について(審議)</p>	<p>&lt;事務局説明&gt; 事務局より、以下の資料について説明を行った。 ○資料3-1 整備計画の概要及び事前審査結果【柏葉荘】 ○資料3-2 図面【柏葉荘】 ○資料3-3 整備計画の概要及び事前審査結果【羊ヶ丘養護園】 ○資料3-4 図面【羊ヶ丘養護園】</p> <p>&lt;主な質問及び意見&gt; (委員) 地域小規模児童養護施設と分園型小規模グループケアとの位置づけの違いを伺いたい。 (事務局) 現在、より小規模なグループで子どもたちが生活していくため、各児童養護施設において整備を進めていただいているところ。 分園型小規模グループケアについては、本体施設、本園の隣接する場所に設置し、本体施設の職員と一体的に運営することが可能となっている。一方、地域小規模児童養護施設については、市内で整備いただくものの、本園よりは少し離れた形となるため、職員もその分、独自に配置しているところが大きな違いになる。</p> <p>(委員)</p>

	<p>分園になるということは、この6名分は本体施設の定員から削減されるということか。</p> <p>(事務局) お見込みのとおり。</p> <p>(委員) いわゆる空床になった場合、ショートステイは利用できるのか。室数が6名分あるため、5名が入所し、残り1名がショートステイを利用していた場合、ショートステイ枠は利用できないのか。</p> <p>(事務局) ショートステイと施設措置では別の事業となるため、定員6名の部屋は6名として確保し、それ以外にショートステイを預かれる1部屋を別に確保することとなる(合計7部屋)。</p> <p>(委員) このショートステイは一時保護も兼ねるのか。</p> <p>(事務局) 一時保護は既存の5部屋、6部屋で受ける形となるので、ショートステイ専用室とは兼ねない。</p> <p>(委員) 一時保護は定員内で対応するということか。</p> <p>(事務局) お見込みのとおり。</p>
<p>議題4：次期札幌市児童相談体制強化プランの検討について(審議)</p>	<p>&lt;事務局説明&gt; 事務局より、以下の資料について説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資料4-1 次期札幌市児童相談体制強化プランの検討について</li> <li>○資料4-2 (別紙1) 児童相談体制に関する現状等</li> <li>○資料4-3 (別紙2) 第3次札幌市児童相談体制強化プランの進捗状況(令和8年3月時点)</li> <li>○参考資料1 「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について(通知)</li> <li>○参考資料2 都道府県社会的養育推進計画の策定要領</li> </ul> <p>&lt;主な質問及び意見&gt;</p> <p>(委員) 札幌市の一時保護が非常に多く、委託児童もかなりの件数である。全国的にも増えているが、札幌市の特徴として、子どもの困り感が高いとか、そのあたりの分析を教えていただきたい。二点目は、東部児童相談所だけでは足りないという体制について、市として今後どのように考えていくのかを伺いたい。三点目は、里親支援センターが1か所しかないので、今後どのように考えていくのか。今のフォスタリング機関だと、ショートステイに職員が対応した場合、里親への支援が十分にできない状況であるので、より早く里親支援センターへ移行することを考えていただきたい。四点目は、こども家庭ソーシャルワーカーに関して、札幌市としてどのような支援をしているのか伺いたい。</p> <p>(事務局) 首都圏の政令市(3都市)における一時保護所を視察したが、いずれも、一時保護所は常に満床状態と聞いている。札幌市は一時保護を委託できる社会資源が多く、視察した都市と比較すると、満床になることは少ないものの、抱えている問題は同じ。児童相談所が広く認知され、一時保護が中々減らないところもあり、そういった課題はどこの政令市も一緒と考えている。札幌市における一時保護児童が伸びてきている理由の一つとしては、措置先が中々見つからない点もあるが、やはり家族再統合に向けて重点的に取り組んでいく必要がある。これは全国共通の課題であるが、児童相談所だけが力をつけるだけではなく、関係機関と連</p>

携をさらに強めて、地域全体で子どもを養育していきたい。そのため、両方の児童相談所において、関係機関との顔の見えるつながりをさらに強化していきたいと考えている。

二点目について、身近に児童相談所があれば保護者は相談がしやすく、虐待通告があった際の現場臨場も非常に速やかになる。また、地域と顔の見える関係づくりがしやすい。児童相談所は専門機関であるものの、市民にとって若干敷居が高い面もあったかもしれないが、エリアが小さくなることにより、児童相談所のできること、あるいは難しいところをお互い理解した上で連携することができる。東部児童相談所における顔の見える関係づくりに向けた取り組みの効果検証も踏まえながら、北区及び東区エリアの在り方について、庁内外で議論を進めてまいりたい。

三点目について、令和7年度からは里親支援センター1か所とフォスターリング機関2か所で里親支援に取り組んでいる。それと併せて、里親ショートステイも、令和6年度までは3区でのモデル実施としていたが、令和7年8月に全市展開としたところ。まずは、現行の体制における事業展開についてしっかりと検証することとしており、2年間の暫定措置であるが、令和8年度からは里親支援センターに支援員が1人追加される想定。この職員増も踏まえて効率的な実施方法を検討し、フォスターリング機関の里親支援センターへの移行に向けた検討を進めたいと考えている。

四点目について、こども家庭ソーシャルワーカーは子どもに特化した資格であり、資格を取得された方々が活躍できる土壌をつくっていかねばならない。そのためには、児童相談所と地域関係機関とのつながりをつくるのが第一であり、その上で、資格を取得された方々の活躍する場をさらに提供していきたい。

(委員)

札幌市は委託先が多いということで、里親も頑張っていると思う。里親の登録者数を伸ばすことも大事だと思うが、里親が家庭で児童保護の役割をすることは非常に大変なことなので、その支援が充実されるということを検証の中に含めていただきたい。

(委員)

いわゆる福祉型の障害児入所施設の話が出てこないが、障害福祉サービスの契約と措置が入り組んでいる唯一の施設である。措置入所となっている子どもも当然いるが、知的障がいがあっても社会的養護が必要な子どもであり、一時保護委託も受けている。障がいのある社会的養護下にある子どもは、アタッチメント対応に加え、いわゆる発達特性に合わせた支援を組み合わせ、さらに施設を小規模化することによって情緒が安定する。障害児入所施設は札幌市内に3か所あり、措置児童数もそれなりの人数であるが、知的、発達が緩やかな方もいるので、その辺りをこの議論に加味していただきたい。

まず、子どもの発達プロセスで見たときに、乳児院から知的障がいの施設へ入所することは少ないが、子どもの発達をプロセスで見たときに、一旦は知的障がいの施設に入所してから児童養護施設へ移行することも選択肢の一つであり、家庭状況だけではなく、発達特性や知的特性を踏まえた上で、子どもの育ちを支えていくような体制も含めていくことが求められる。

次に、障害児入所施設においては、15歳以降の移行支援が求められており、移行支援計画を作成し、児童相談所ともやり取りをしながら最終的に移行している。15歳以降の高校生が不登校となったときなど、いわゆる意思表明を踏まえて柔軟に対応しているが、その部分で考えていることがあれば伺いたい。

最後に、先ほどのキャリア形成の部分について、現場目線から見る

と、個々のケースについて児童相談所と話し合い、それぞれの役割を融合した形で共有し、それぞれの役割で進め、子どもと家族を支えていくという包括的な充実感、施設として非常に良い学びになっている。きっと児童相談所の職員の方々も、実践力というところは学びになっているかと思うので、ぜひその辺りの推進もお願いしたい。

(事務局)

障害児入所施設との関連について、現時点で具体的なところまでは検討できていないが、この後、具体的な取組を提案するに当たり、障がい部門とも協議した上で検討、提案したい。

(委員)

国の都道府県社会的養育推進計画策定要領の中に障害児入所施設のことも入っているため、全く無視されているわけではないと思うが、検討していただきたい。

(事務局)

社会的養育推進計画策定要領の中にも、障害児入所施設における支援という項目があるので、それも踏まえて検討したい。

(委員)

今回の資料だけでは、社会的養護下にある子どもが障害児入所施設にもいるということが読み取れなかったため、次期プランの中で触れてほしい。

(委員)

児童家庭支援センターに対する指導委託の推進について、ショートステイの入り口として児童家庭支援センターに依頼がある場合、児童相談所を経由するときはある程度スムーズであるが、区役所を経由するときに、その子どもの背景や家庭の状況などの情報がなかなか分からないまま依頼されることがあった。その後、ショートステイを受けたときに気づいたところをフィードバックするのだが、その情報自体がどういう意味を持っているのか、理解していただいているか分からないような状況があった。ショートステイの窓口といった部分も、こども家庭センターである程度責任を持って、包括的に受け止めてほしい。児童家庭支援センターでも心配な家庭の情報を把握していくが、保護者の思いから話を受けるという形なので、それが客観的な情報かどうか分からないところがあり、その裏づけを知りたいという点で考えると、こども家庭センターの体制強化をしっかりとしていただき、そこでケースをある程度トリアージ（優先順位付け）してもらえるような仕組みになると、地域で子どもを支援している機関としては安心できる。子どもに関係する機関の研修など、そういった部分の強化ということも併せてお願いしたい。

二点目として、北区及び東区の強化を進めていくということは、今の段階では検討していくという認識でよいか伺いたい。

最後に、一時保護体制の充実ということで、ハード面や子どもの数の話になりがちであるが、子どもが出会う社会人という立場として、児童相談所の一時保護所職員の存在は大きい。いわゆる一般的でない世界観や人生観を持って保護される子どもも多いと思うが、そういった子どもに対して違う価値観を与えていくという点では、一時保護が中心となる。子どもをどうやって支援していくのか、ただ緊急一時保護するだけではなく、行動観察の中において、子どもの困り感とか、どういう状態にあるのか、子どもが自分自身である程度の方向性を考えていかないといけないことがあると思うので、児童相談所の職員がどうやってアドボケート（意見形成・表明支援）していくのかという研修体制の検討を深めていただきたい。

(事務局)

次期プランの中に盛り込んでいく部分もあるが、既に実施している研修の中に盛り込んで実施できる場所はすぐに取り組みでいきたい。

北区及び東区に関しては、こういった形が最適なのか、東部児童相談所の取組に関する検証も含めて、今後検討していく。

(委員)

おおむね50万人以下という管轄人口の基準について、「以下」となっていることに注目すると、超えてしまっているのが、積極的に新しい計画を考えなければいけない。ただ、「おおむね」と言われてしまうとどう考えればよいかわからないため、札幌市としてどのように考えているか伺いたい。

(事務局)

児童相談所としては、北区及び東区を合わせると札幌市児童相談所の管轄人口が約130万人となるので、大きく上回っており、北区及び東区を管轄する北部担当部長を配置してエリアマネジメントしているが、規模が大きいと認識。今の状況の中で、こういった形とするのがよいのか、いくつかの考え方はあろうかと思っているため、整理した上で、5月以降に提案したい。

(事務局)

少し補足する。まず、一時保護に関して、令和7年6月から司法審査が導入されている。保護者の同意がない場合の一時保護に関して、裁判所に審判を仰ぎ、妥当性を判断いただいた上で、子どもを保護するという流れになっている。児童相談所としては、家庭の中で子どもの安全が守られていないという判断に立ったときには、迷わず、迅速に子どもを保護するというスタンスであるが、裁判所の審判で却下された件数は0件となっているので、適切な一時保護ができているものと考えている。一方、一時保護の長期化については、発達特性の強い子どもや、虐待などが原因で家庭に戻せない、あるいは保護者が子どもを家庭で見るのが難しいとなった場合の受け皿が非常に少ない。高度の行動障害を持っている子どもについても、いろいろな施設をお願いをして何とか見ていただいている実態があり、受け皿の拡充というのは、非常に課題感を持っている。児童相談所が主体になって増やしていくことは少し厳しい部分もあるが、次期プランの中の課題の一つとして、そういった視点も取り入れていく必要がある。

次に、研修に関しては、現在も、地域の子どもに関わる関係機関、例えば認可外を含めた保育所職員を対象に、虐待に関する基礎的な研修会を行っているほか、学校教職員の方に対しては、児童相談所に配置されている教職員が講師となり、児童相談所の役割や連携方法、児童虐待に関する基本的な知識などに関する研修会を行っている。さらに、地域に対しては、出前講座のような形で、要請があった場合に児童相談所職員が出向いて、虐待の早期発見の協力を依頼しており、民生委員や児童委員、主任児童委員などの会議の場も活用し、児童相談所の役割や児童虐待に関する基本的なことをお伝えしている。こういった取組は、人の入れ替わりもあることから、内容も充実をさせながら継続してまいりたい。

さらに、アドボカシー（意見形成・表明支援）に関しても、権利侵害を受けて一時保護されている子どもたちを、児童相談所は一時保護所で預かっていることから、まずは職員が、子どもの権利擁護に関してきちんと理解し、意識を高く持つことが非常に重要だと思っているため、そういった観点での職員育成などについても引き続き努めてまいりたい。

(委員)

受け皿が課題というのは、我々も強く感じている。児童心理治療施設が、定員の中で子どもたちを受け入れるのが大変ということも分かるが、やはりここをどう機能していくのかを本格的に考えていく必要がある。児童精神科の医師から、入院病棟が少なく、いつも待機待ちという

	<p>ことをよく聞くので、この児童心理治療施設と、児童精神科の入院について抜本的に考えていかないと、受け皿がなくて一時保護所がいつも大変ということになるので、委員として意見したい。</p> <p>(委員)</p> <p>学校が機能していないと、結局、家庭に戻っても大変な思いをすることがあるので、医療と教育という大きな面で見えていただき、その辺りの視点も入れた上で、次期プランを引き続き検討していただきたい。</p>
<p>議題5：里親の認定について (審議)</p>	<p>※決議により非公開とした。</p>